

知立市農業委員会総会議事録

公 示 年 月 日	令和5年10月24日
招 集 年 月 日	令和5年10月13日
招 集 場 所	知立市役所3階 第2・第3会議室
参 集 時 間	午後2時20分、委員18名、事務局3名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：1 岡田めぐみ 2 永田治男 3 加古和市 4 毛受 浩 5 杉原敬浩 6 石原國彦 7 鈴木和幸 8 近藤喜代治 9 高村昭広 10 成瀬廣美 11 岩堀秀治 12 高木芳夫 13 藤井公人 14 岡田 均 推進委員：15 平澤信幸 16 岡田教孝 17 石川勝幸 18 小野山悦朗 計18名
事 務 局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝松原牧子、平野翔一 オブザーバー＝小栗朋広
欠 席 委 員	なし
開 会 時 間	午後2時20分 開会宣言 会 長：会長総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。 (午後2時21分)
日 程 第 一	議事録署名委員の指名 13 藤井公人 14 岡田均を指名します。(会長) (午後2時22分)
日 程 第 二	議案の審議
議 案 第 1 号 1 番	農地法第3条の規定による許可申請について 【議案第1号1番について議案書をもとに一括説明】 会 長：地元の委員さん補足説明をお願いします。 永田委員：譲渡人のお父さんが8年ほど前に亡くなられて、その時まで、譲受人とずっと一緒に耕作してまいした。先代も亡くなられたので、今回譲受人から買取申出されたとのことです。 会 長：先ほどの地元の委員も言われていたように、ずっと譲受人が耕作しており高齢だが元気で家族も協力的であるようで、問題ないと思われます。 この案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：ありがとうございました。では全員一致で許可といたします。 (午後2時29分)
議 案 第 2 号 1 番	農地法5条の規定による許可申請について 【議案第2号1番について議案書をもとに一括説明】 会 長：地元の委員さん補足説明をお願いします。

	石川推進委員：ここら一帯は、分家が広がっておりすぐ東、北西なども分家住宅が広がっています。ただ、特に東側の雨水は側溝に流すというふうに、今言われましたけれども、実はその側溝は隣地の方が、自費で新しく側溝を作ったので、利用の際には一応一言申入れをしないと、勝手に流すとトラブルになると思います。ちゃんとそういうことをやってくださいねということは、一応申し入れはしてありますので問題ないかと思ってます。 会 長：ほかに意見がなければ、この案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：ありがとうございました。では全員一致で許可といたします。 (午後 2 時 3 7 分)
議案第 3 号 1 番	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに説明】 岡田均委員：現場を見に行きましたが、利用状況がよくわからなかったため奥さんに聞き取りを行いました。田んぼができなくなって、現在は果樹を植えているようです。 会 長：他に何かございますか。 委 員：(意見なし。) 会 長：この案件について賛成の方挙手をお願いします。 委 員：全員挙手 会 長：この案件につきましては申請通り許可といたします。 (午後 2 時 4 0 分)
議案第 3 号 2 番	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 【議案第 3 号 2 番について議案書をもとに説明】 会 長：証明する主たる従事者については、診断書にも農作業に従事することは不可能だとあるので証明をしても大丈夫かと思います。では、この議案について、申請通り、主たる従事者証明をしていいと判断される方、挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：この案件につきましては申請通り許可といたします。 (午後 2 時 4 4 分)
議案第 3 号 3 番	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 【議案第 3 号 3 番について議案書をもとに説明】 岡田均委員：事務局の方へ提出された診断書の内容を見ますと、農作業が困難な状況なのかなという判断になろうかと思います。

	会 長：他、何かありますか。 高村委員：内容的に少しずれるのですが、今現状ここは作業委託という形で、されてるかと思うのですが、来迎寺の市街化区域農地っていうのがやっぱり今まで拘束されています。やりたくても（大型の）機械の乗入れの困難な個所がいくつもあります。一方で、作業委託先も徐々になくなってきています。これからこのような小さい田んぼについてどのように進めていくか考えていかなければならないと感じます。 会 長：確かに、高村委員のいうとおり、地域の実情を踏まえながら検討していかなければならなくなってきました。市街化調整区域は当然そうですが、令和6年度末までに作成する地域計画にこういった市街化区域のところも入ってくるのかどうか、それも踏まえて、今後の地域計画を作成する上において、皆さんのご協力、それからいろんなご提案いただきながら進めていければと思っています。 他、何かありますか。 岡田均委員：議案3号2番と、議案3号3番について、別々の案件で、接してるんですけど。偶然買取申出につながる主たる従事者証明願のタイミングが一緒だったということですかね。 会 長：そうですね。想像の世界ですけど。 それでは、申請通り証明願について証明して差し支えないと思われる方は挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：この案件につきましては申請通り許可といたします。 （午後2時50分）
議案第4号 1番	納税猶予に関する適格者証明願について 【議案第4号1番について議案書をもとに説明】 小野山委員：相続で田んぼとなし畑を相続されたようです。脱サラをして農業専従者になった人で、梨屋さんをしています。まだ若い方で、50代前半の方です。今後とも頑張ってやられると思われます。 会 長：研究熱心な人で、大丈夫かと思われます。他にご意見がなければ、この案件について申請通り証明書でいいと判断される方、よろしく願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：この案件につきましては申請通り許可といたします。 （午後2時54分）
議案第4号 2番	納税猶予に関する適格者証明願について 【議案第4号2番について議案書をもとに説明】 高木委員：自宅のすぐ前で畑をされております。水稻については、利用権で私がやっています。今回は、畑のみ納税猶予をされますので、大丈夫かと思われま

	す。 会 長：この案件について申請通り証明書でいいと判断される方、よろしくお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：この案件につきましては申請通り許可といたします。 (午後 2 時 5 9 分)
議案第 4 号 3 番	納税猶予に関する適格者証明願いについて 【議案第 4 号 3 番について議案書をもとに説明】 岡田均委員：9 月総会にも生産緑地の主たる従事者証明で議案があったところで、対象農地は自宅の南で、家族総出で熱心に農業に従事されています。今回歯抜けになっている真ん中の圃場について、所有者は別の人ですが将来的に購入して一体でやっていきたいそうです。納税猶予に関する適格者証明についても問題ないと思われます。 会 長：この案件について申請通り証明書でいいと判断される方、よろしくお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：この案件につきましては申請通り許可といたします。 (午後 3 時 0 1 分)
議案第 4 号 4 番	納税猶予に関する適格者証明願いについて 【議案第 4 号 4 番について議案書をもとに説明】 岡田均委員：9 月総会にも生産緑地の主たる従事者証明があったと思いますが、その続きです。現地を見て聞き取りもしましたが、地目通り耕作されました。 会 長：この案件について申請通り証明書でいいと判断される方、よろしくお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：この案件につきましては申請通り許可といたします。 (午後 3 時 0 4 分)
議案第 5 号 1 番	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用有責計画の承認について 【議案第 5 号 1 番について議案書をもとに説明】 高木委員：現状今、耕作はされてます。しかしながら利用権設定を受けるものの情報は持っておりません。 会 長：両者とも市外の人で情報がなく、農地マッチングの要綱に必要なことについて面談をして確認するということがあるため、10 月初旬に利用権設定をする人、受ける人、両者と面談をしました。面談の感触と、2 度ほど見に行った農地の状況から、かなり栽培をする意欲をお持ちの方で、結果としては問題ないと思われます。また、近い将来テントのようなものを作ってそこへ農機具等を保管していくとっていました。また、所

	有者が植樹されたミカンの木も管理していくとおっしゃっていました。 近藤委員：利用権設定期間が４か月ですが良かったですか。 事務局：利用権設定の一斉解除が２月末のため仕方ありません。 岡田均委員：自宅から圃場まで遠くないですか。 会 長：今まで、豊田市にある市民農園４０分かけてに通っていたこともあり、今回の圃場は自宅が安城市、勤務地が豊田市でちょうど中間地点で、利便性が良く、勤務前に圃場で耕作しているそうです。また、老後の楽しみでもあるようです。 報告案件について、何かご意見ご質問等はありませんか。 委 員：（意見なし。） 会 長：それでは本日の議案書に基づく報告は以上といたします。 （午後３時１０分）
日 程 第 三 報 告 案 件 １ 号 ２ 号	会 長：報告案件について、何かご意見ご質問等はありませんか。 委 員：（意見なし。） 会 長：それでは本日の議案書に基づく報告は以上といたします。 （午後３時１２分）
日 程 第 四 そ の 他	・活動状況報告について（事務局） ・行事予定について（事務局） （午後３時１８分）
閉 会 時 間	午後３時１９分閉会宣言 会 長：農業委員会総会を閉会します。 （午後３時１９分）